

学校法人柴田学園と株式会社学研教育みらいとの 研究連携の推進に関する協定書

学校法人柴田学園（以下「学園」という）と株式会社学研教育みらい（以下「みらい」という）は、相互の研究連携により、学術研究の振興と研究成果の社会活用を図るため、以下のとおり研究連携の推進に関する協定を締結する。

第1条 両者は、学術研究の振興と研究成果の社会活用の推進を図るため、以下により研究連携を行うものとする。

- 1 共同研究テーマの検討とこれに伴う研究者の交流
- 2 連絡協議委員会の設置と開催
- 3 上記1以外の学園の教職員・学生とみらいの役職員との交流

第2条 前条に定める交流および連絡協議委員会の具体的な事項は、その都度両者で意見交換を行い調整するものとする。

第3条 両者は、研究連携を行うにあたり、相手方に開示した自己の秘密情報および研究連携の結果得られた成果のうち、両者で秘密情報と取り決めたものについては、守秘義務を負うものとする。但し、みらいは、本目的を遂行する上で必要最低限の範囲に限り、学研グループを構成する会社に対し秘密情報を開示できる。

第4条 両者は、本協定の存在につき、相手方に事前に通知し了承を得たうえで第三者に開示できるものとする。

第5条 本協定は、本協定書締結の日から2年間効力を有するものとする。ただし、協定期間満了の一月前までにいずれからも申し出がない場合は、本協定は一年間自動的に更新され、その後も同様とする。
また、協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

第6条 この協定の定めない事項については、これを定める必要があるときは、両者協議の上、別に定めるものとする。

令和 2年 9月15日

甲 青森県弘前市上瓦ケ町 25
学校法人柴田学園 理事長

加藤 陽 治



乙 東京都品川区西五反田二丁目11-8
株式会社学研教育みらい
代表取締役社長

小林 徹

